

別紙 2

特例措置の運用《業務編》

1 対象業務等

本運用の対象となる業務は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和 4 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）及び令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（旧労務単価）に基づき予定価格を積算し、令和 5 年 3 月 1 日以降に契約を締結した建設コンサルタント業務等
- (2) 静岡県業務委託契約約款第 51 条、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを条項に定めている建設コンサルタント業務等

2 受注者への通知

発注者は、受注者が特例措置に基づく業務委託料の変更の協議を請求できることを、別紙様式 1 の通知文で受注者に伝える。

なお、契約変更事務の集中を回避するため、受注者への通知時期を分散するなど適宜対応すること。

3 業務委託料の変更の協議

(1) 受注者からの申請

業務委託料の変更を請求する場合、受注者は通知日から 14 日以内（土日祝祭日含む）に別紙様式 2 を発注者に提出する。

(2) 業務委託料の算定

発注者は、新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算し変更増加額を算定する。

(3) 協議開始日

請求を受けた日から 14 日以内（土日祝祭日含む）に協議を開始するものとする。

(4) 受注者への協議について

発注者は、別紙様式 3 により契約金額の変更に関する協議を行う。

(5) 変更契約

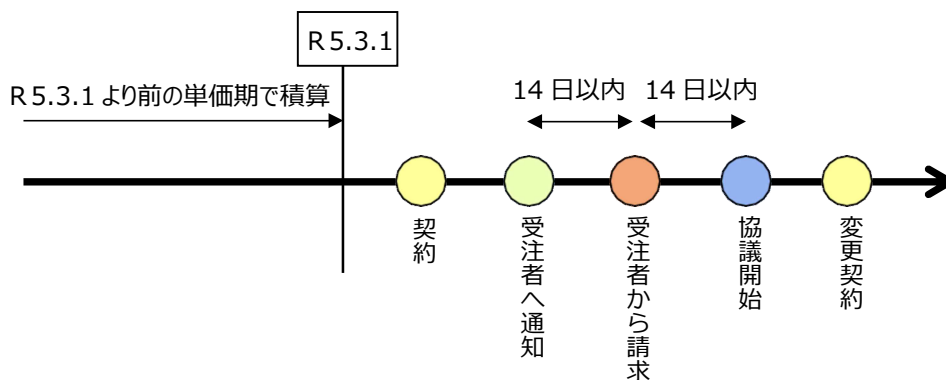
受注者は、(4)に異議がなければ変更契約を締結する。

4 その他

- (1) 今回の特例措置は、受注者からの請求があった場合にのみ、協議を行うこと。なお、協議の請求期限は発注者の通知日から **14日以内（土日祝祭日含む）** までとする。
- (2) 対象は、旧技術者単価及び旧労務単価を適用し、令和 **5** 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等とする。
- (3) 機労材全てを変更の対象とする。
- (4) 令和 **5** 年 2 月 28 日以前に契約したものは対象外とする。
- (5) 不調・不落となった場合には、最新の単価期において再積算すること。

5 手続きの流れ参考イメージ

(1) 特例措置



様式 1

〇〇第 号
令和 5 年 月 日

様

静岡県〇〇事務所長

令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計
労務単価についての運用に係る特例措置について（通知）

令和〇〇年度<<契約名を記入>>については、令和 4 年 3 月から適用する静岡県建設資材等価格表（業務委託等技術者）及び令和 4 年 3 月から適用する静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）を適用し、契約締結を行ったところですが、令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価が上昇していることから、特例措置として、〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、新労務単価および新技術者単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。請求する場合には、下記に留意のうえ手続きを行ってください。

記

- 1 変更の協議を希望する場合は、様式 2 により本通知から 14 日以内（土日祝祭日含む）に請求すること。
- 2 1 の請求後、静岡県から業務委託料の変更の協議を行います。

担 当
電話番号

様式 2

令和 5 年〇月〇日

静岡県〇〇事務所長 様

受注者
住所
商号又は名称
代表者氏名

令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（請求）

令和 5 年〇月〇日付けで契約締結した令和〇〇年度<<契約名を記入>>については、下記のとおり業務委託料の変更を請求するので〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき業務委託料の変更協議を請求します。

記

業務名
路線河川名
業務箇所
業務委託料
変更請求概算額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）

様式 3

令和 5 年〇月〇日

受注者
商号又は名称
代表者氏名

静岡県〇〇事務所長

令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（協議）

令和 5 年〇月〇日付けで請求のあった標記について、〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、下記のとおり協議する。

なお、承諾については変更契約書 2 部を作成し、記名押印のうえ提出されたい。

記

- 1 業務委託名 令和〇〇年度〇〇業務
- 2 変更業務委託料 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇.-
- 3 協議が整わない場合
協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。